

昭和二十四年十二月五日

東京鐵道局 鐵道部 長

會社代表者 殿

溶接々手を採用せる蒸氣機關車について

戰時中又は終戰後に新製された蒸氣機關車の汽體には溶接々手を採用してゐるものがあるが汽體の溶接部は常に完全に應力の除去が必要であり又溶接部の検査も各種の物理的機械試験及X線による特殊検査に依らなければ良否の判定が六ヶ敷しく従つて長期使用する時は溶接部の欠陥による龜裂腐蝕の事故發生の虞があるので應力除去が完全であり且つ上記の特殊検査に合格したもの以外に銲接手としたい。

50.

なお左記部分に對し溶接々手とすることには好ましくないので銲接手とされたい。なお該機車のある場合は車體、車號並びにその改修計畫を同時に報告されたい。

記

(一) 火室底枠

(二) 煙胴圓筒接手

(三) 煙室管板の取付

(四) 隅放扣の龜胴との取付

(五) 提出月日

十二月十五日迄

現在当社

該機車

